

事務連絡  
令和8年5月29日

都道府県薬剤師会  
日薬研修プラットフォーム担当事務局 御中

日本薬剤師会  
生涯学習支援課

日本薬剤師会研修プラットフォームにおいて  
毎年度再設定が必要な研修プログラムの取扱方法について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本会では、薬剤師に必要な研修内容をコンテンツ化し、都道府県薬剤師会を通じて日本薬剤師会研修プラットフォーム（以下、日薬PF）上で都道府県下の受講者に研修をご提供いただいております。

これらのうち、受講者が「年1回」受講し、新たな日付で受講確認や修了証の発行を必要とするプログラムにつきましては、日薬PFの仕様上、前年度と同じ研修のままでは受講完了の判定（新たな日付の記録）ができません。そのため、都道府県薬剤師会におかれましては、毎年度、当該年度用の研修として新たにコピー・設定し、公開していただく必要がございます。

対象となる研修プログラムおよび取り扱い方法が異なる既存の研修プログラムは以下の通りです。

今般、具体的な設定方法や留意点を別添の通りまとめましたので、ご確認のうえご対応をいただきますようお願い申し上げます。

1. 毎年度の再設定・公開が必要な研修プログラム【別添参照】

- 令和5年度厚労省事業「感染対策に関する研修プログラム」
- 令和6年度厚労省事業「災害医療・薬事対応に関する研修プログラム」

2. 引き続き、公開を継続する研修プログラム

以下の研修につきましては、毎年度新たに公開しなおす必要はありません。引き続き、都道府県薬剤師会の研修として公開をお願いいたします。

- 令和3年度厚労省ICT事業「ICT研修プログラム」
- 令和4年度厚労省事業「5疾病及びAMR対策に関する研修プログラム」

3. 今後の展開予定

今後、日薬PFを用いた新たな研修プログラム（セルフメディケーション関係）の提供も予定しております。詳細が決まり次第改めてご案内いたします。

引き続き日薬PFをご活用いただきますようよろしくお願いいたします。

## 毎年度再設定が必要な研修プログラムの取扱方法について

日本薬剤師会（以下、本会）が作成した厚生労働省事業の研修プログラムについて、毎年度の受講実績を適切に管理するため、都道府県薬剤師会における毎年度の再設定および提供にあたっての留意事項を以下の通りまとめました。

### 1. 毎年度の再設定が必要な理由

日本薬剤師会研修プラットフォーム（以下、日薬PF）の仕様により、一度修了した研修の修了日は固定されます。

- 体制として、受講者が「年1回」受講し、新たな日付での受講確認や修了証の発行を必要とする場合、前年度と同じ研修では受講完了が確認・判定できません。
- そのため、毎年度、当該年度用の研修として新たに設定・公開していただく必要があります。

### 2. 対象となる研修プログラム

プログラム名（日薬PF上の名称）	コピー元 ID
コピー元_【令和6年度厚労省事業】災害医療・薬事対応に関する研修プログラム	研修 ID：1589
コピー元_【令和5年度厚労省事業】感染対策に関する研修プログラム	研修 ID：1440

### 3. プログラム提供方法（日薬PF 操作手順）

管理画面から以下の手順で設定・提供を行ってください。

操作の詳細は、「管理システム操作マニュアル[都道府県薬剤師会・地域薬剤師会用]ver. 2」を必ずご参照ください。

#### ■ 昨年（令和7年度）に上記研修プログラムを自県の研修として提供されている場合

以下の「新規設定手順」ではなく、自県で提供した「令和7年度の研修」をコピーして提供する方法が効率的です。

#### ○ご注意

- コピー後の研修設定画面にて、後述の「②研修名の設定（命名規則の遵守）」、「③資料の再登録」、「④前年度版との重複防止」の対応を必ず行ってください。
- 本通知を待たずに、既に令和8年度用の研修をご提供いただいている場合は、新しい研修を再作成いただく必要はございません。②～④の設定に誤りがないかご確認ください。

#### 【試験システムの仕様改善による変更について】

試験設定のある「感染対策に関する研修」について、昨年はシステム上の都合から『合格後の再受験を可能』とする案内を行いました。試験システムの仕様改善に伴い、今年度より本来の『合格後の再受験は不可』の仕様に戻すことといたしました。

試験設定や画面表示については本会側で調整済みですので、感染対策に関する研修についても災害医療・薬事対応に関する研修と同様に、自県で提供した昨年の研修をコピーして作成いただいて差し支えございません。

#### ■ 【新規設定手順】昨年（令和7年）に上記研修を提供していない場合

お手数ですが、以下の手順で設定をお願いいたします。

- ① 「コピー元」の検索とコピー <操作マニュアル P.26>
    - 本会が作成した上記2のIDの研修を検索し、「コピーして使用する方法」により都道府県薬剤師会の研修として登録してください。
    - **【厳禁】 本会作成の「コピー元」を直接編集することは絶対におやめください。**
  - ② 研修名の設定（命名規則）【重要】
    - 受講者が迷わないよう、必ず以下の形式で命名してください。
    - 形式： ○○県\_【厚労省事業名】研修プログラム名\_令和8年度受講用
  - ③ 資料の再登録【要注意】
    - 日薬PFの仕様により、コピー機能では「研修情報資料」や「講義資料」は引き継がれません。
    - 大変お手数ですが、コピー元等から一旦ダウンロードの上、改めて各レッスンカスタム情報にアップロードし、研修を保存してください。
- ※「災害医療・薬事対応に関する研修」について、講師の資料（PDF）のデータ容量が重いため、すべての資料を一度にアップロードすると、エラー等で研修の保存ができないことがあります。その場合は、大変お手数ですが1レッスンずつ資料を登録する毎に、「下書きの保存」を行ってください。
- ④ 前年度版の整理（重複防止）
    - 前年度の研修を「非公開」にすると、受講者が過去の修了履歴を確認できなくなります。
    - 「非公開」にはせず、前年度版の「申込終了日」および「提供終了日」を、新年度（令和8年度）版の公開日より前の日付に設定して終了させてください。

#### 4. 運用上の留意事項

- **コンテンツの整合性**： 厚労省事業として活用状況を把握するため、一部パートの削除は行わず、そのまま提供してください（独自コンテンツの追加は可能です）。
- **受講料**： 広く薬剤師へ展開する目的から、会員・非会員を問わず無料で提供してください。
- **修了証の発行**： 客観的な受講証明のため、日薬PF上または独自の方法で修了証を発行することが望まれます。 <操作マニュアルP.74～ 発行書面設定参照>

#### 5. 本件に関するお問い合わせ先

- 研修内容に関すること：

<感染対策> 学術業務課：gakugyou@nichiyaku.or.jp

（参考通知）

令和6年6月27日付. 日薬業発第118号（医療措置協定）

令和6年10月30日付. 日薬業発第271号（感染症対応に係る薬局の研修）

<災害> 総務課：kaiin@nichiyaku.or.jp

（参考通知）

令和7年6月27日付. 日薬総発第6号（研修の実施）

令和7年6月27日付. 日薬業発第94号（連携強化加算）

<協定締結薬局について> 医薬・保険課：iyaku-hoken@nichiyaku.or.jp

- 日薬PFの操作に関すること 生涯学習支援課：pf@nichiyaku.or.jp

日薬PFの「管理システム操作マニュアル[都道府県薬剤師会・地域薬剤師会用]ver. 2」はJPA文書管理ネット（10の項）にも掲載しております。併せてご確認ください。